

継続取引一括輸出承認Q&A

【一括輸出承認の対象について】

Q 1 今回の制度では、輸出貿易管理令別表第2（以下、別表2）の21の3の項だけが対象となっていますが、それ以外の規制貨物については対象とならないのですか。

A 1 今回の一括輸出承認制度は、手続きの簡素化・合理化を図ることによって申請者の利便性を図ることを狙いとしています。その対象を決めるに当たっては、輸出規制の根拠となっている国際的規制の度合い、実際にどの程度反復継続的取引の対象になっている品目であるか等を総合的に考慮しました。その結果、今回の制度の対象としては21の3の項のうちの6品目を対象としました。

Q 2 なぜ、別表2の21の3の項に掲げる貨物のうち、アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液（塩酸）、トルエン、硫酸に限るのでしょうか。

A 2 これらの6品目は、工業用途として広く使用されることから、輸出規制の根拠となっている「化学品タスクフォース」の最終報告書（注：Q5参照）においても、その他の麻薬及び向精神薬原材料に比べ、より緩やかな規制手続をとることが認められています。そのため、現行制度（個別の輸出承認制度）においてもこれら6品目は少額特例の対象となっており、輸出手続が簡素化されています。

このようなことを踏まえ、これら6品目を今回の制度の対象としました。

なお、これまでの個別の輸出承認において、これら6品目に関する承認申請件数は全体の9割以上を占めています。

【一括輸出承認の要件について】

Q 3 どんな者に対して一括輸出承認が与えられますか。

A 3 基本的に以下を承認のための要件としています。

- ①麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の27に基づく業務の届出を行った者
- ②同一の対象貨物を同一の買主、同一の荷受人との間で継続的な取引を行っている者
- ③輸出貿易管理令の適切な運用のために社内管理体制が整っている者
- ④NACCS（電子申請）を通じて一括輸出承認申請手続及び承認証の利用ができる者
- ⑤我が国が締結した条約その他国際約束の誠実な履行を妨げない者

Q 4 継続的な取引を行っている者とは、どんな者ですか。

A 4 一括輸出承認申請日前1年間に、同一の輸入者（買主及び荷受人をいう。以下同じ。）向け、同一貨物の輸出承認証取得件数が6件以上、又は承認申請日前の3年間におけ

るそれぞれの1年間に、同一の輸入者向け、同一貨物の輸出承認証取得件数が2件以上であって、取得した輸出承認証において輸出の実績が確認できる継続的な取引関係を有する者です。

Q 5 なぜ同一輸入者ごとの継続な取引が要件となるのでしょうか。

A 5 21の3の項の輸出規制は、1990年のヒューストンサミットで設立が合意された「化学物質タスクフォース」の最終報告書を実施するために行っているものです。

この報告書では、「最終荷受人及び輸送の経路と手段を正確に確認しなければならない」とされているところ、この点を引き続き担保しつつ、申請者の利便性を向上させるために、同一輸入者向けの反復継続的な取引について輸出承認手続の簡素化・合理化を導入することとしたものです。

Q 6 継続的な取引の件数について見込みを含めてはいけないのですか。

また、要件となっている承認証取得件数の根拠を教えてください。

A 6 取引の見込みは件数に数えることはできません。個別に輸出承認を得て輸出を行った実績がある者に限ります。

承認証取得件数については、今回の制度の対象となる反復継続的取引であると判断するに必要かつ十分な件数として定めたものです。ちなみに輸出貿易管理令別表第1（以下、別表1）の貨物の特定包括許可の継続要件と同様となっています。

Q 7 輸出貿易管理令を運用するにあたり、社内管理体制が整っている者とは、どんな者ですか。

A 7 外為法における輸出規制について正しく理解し、規制対象に関する該非判定の能力を有する者です。具体的には、申請時に輸出管理の最高責任者、取引の最終判断権者及び該非判定の責任者の名前を登録して頂くとともに、以下の資料等を提出して頂き確認します。

①組織図（会社全体及び輸出管理にかかるもの）

②注文から出荷までの社内管理フロー図

③その他必要となる書類

①～③の書類により社内で該非判定がしっかりできる体制が整っているか否か、出荷までに多重チェックがなされているか否かを確認します。

そのため、承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類を求められます。

Q 8 当社は、別表1の貨物の輸出もあるため輸出管理内部規程（CP）の届出を安全保障

貿易検査官室に行っています。この規程は今回の社内管理体制が整っている書類に代用出来ますか。

A 8 届け出ている規程の適用範囲に別表 2 も入っていれば使えます。ただし、外為法違反などで輸出管理内部規程に基づく「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の受理票を返却した場合には、一括輸出承認の承認要件も同時に満たさなくなりますので、上記 Q 7 の手続きを取る必要があります。

Q 9 当社は、輸出管理内部規程の届出を行っていますが、別表 2 については別の社内管理体制を考えています。新制度では、申請時に社内管理の最高責任者、取引の最終判断権者、該非判定の責任者を登録することになっていますが、これらの者は別表 1 の輸出管理内部規程の要件と同様にする必要がありますか。

A 9 同様にする必要はありません。申請者の会社それぞれの組織の形態に合わせてください。

Q 1 0 該非判定とは具体的にどのようなものですか。

A 1 0 該非判定とは、輸出しようとする貨物が法令で規制されているものか否かを判定することです。

具体的には、まず輸出する貨物が別表 2 の 2 1 の 3 に該当するかどうかを判定します。その後、混合物であれば 5 0 % あるいは 1 0 % を超えるものについて規制対象としていきますので、MSDS（化学物質安全性データシート）等で含有率を調べます。規制対象に該当する場合には、次に輸出契約書で少額特例の対象となるかどうかを判断します。今回の対象の 6 貨物は 3 0 万円以下の少額特例の対象となる貨物ですので、契約金額を確認して承認申請が必要かどうか判断してください。

これらの手続きには適切な法的知識も必要となるため、社内における多段階の判断が重要となります。営業の担当者だけではなく、また別の観点から複数の者で判断してください。

Q 1 1 一括輸出承認制度においても該非判定が必要なのでしょうか。承認対象でない貨物を一括輸出承認証を使って輸出してはいけいのでしょうか。

A 1 1 一括輸出承認制度はあくまでも輸出承認制度ですので、輸出承認の対象となる貨物についてのみ適用されるものです。したがって一括輸出承認制度においても該非判定を的確に行って頂く必要があります。

Q 1 2 なぜ一括輸出承認申請の要件で NACCS を使用して申請できる者に限るのですか。

A 1 2 一括輸出承認制度は、手続の簡素化・合理化のための制度であり、そのメリットが十全に発揮されるには、申請から通関までの手続きを電子的に処理することが望ま

しいと判断したものです。NACCS を利用することにより、通関実績は電子的に記録されることとなりますので、一律に輸出実績の報告を求めることもなくなります。

なお、個別の輸出承認についてはこれまで同様、書類の提出による手続きを取ることも引き続き可能です。

【一括輸出承認証の内容変更について】

Q 1 3 取得した一括輸出承認証について内容変更が生じました。どうすればいいでしょうか。

A 1 3 申請者、買主、荷受人の名称若しくは住所又は仕向地に変更が生じたときは内容の訂正の手続きを行ってください。内容訂正後の承認証の有効期間は原承認証の有効期間と同一になります。

取引の内容を変更する際は新たな申請が必要です。

ただし、法人の代表者名が変更された場合の手続きは不要です。（一括輸出承認証はA会社に発行しているのであって、A会社の代表取締役のAさんに発行しているわけはありません。）

また、申請時に登録していただいた最終需要者に変更が生じた場合であっても、一括輸出承認証に記載されている仕向地に変更がない場合は、変更の手続きは不要です。

【一括輸出承認証の有効期間について】

Q 1 4 一括輸出承認証の有効期間は何年ですか。

A 1 4 承認要件を満たしていれば原則3年を有効期間とします。

【一括輸出承認証の更新について】

Q 1 5 一括輸出承認証の更新はいつからできますか。

A 1 5 当該輸出承認証の有効期間満了日の3か月前から行えます。

【一括輸出承認の取消について】

Q 1 6 一括輸出承認は取り消されることはありますか。

A 1 6 あります。一括輸出承認は社内管理体制が整っている者に対して承認を与えることとしています。そのため、外為法違反が発生し、社内管理体制が整っていないと判断された場合は、一括輸出承認を取り消す場合があります。

Q 1 7 外為法違反の処分を受けてしまいました。申請をすることは可能ですか。

A 1 7 一括輸出承認申請日（更新）前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者による申請の場合は、その行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることにつ

いて確認した後に承認を行います。

【その他】

Q 1 8 申請から承認までにどのくらい日時を要しますか。

A 1 8 申請内容等に問題がなければ原則1週間で承認証を発給する予定です。ただし、新制度ですので、制度開始後の実際の申請状況や審査実務等を踏まえて多少の変更はあり得ます。

Q 1 9 一括輸出承認の制度を使用して税関に輸出申告を行う際に、税関における輸出実績の確認（裏書き）は必要ですか。

A 1 9 不要です。ただし、申告する貨物が輸出令の規制物質である旨を明らかにするため、「税関における一括輸出承認の確認方法について(お知らせ)」に従いインボイス等に、別表2の『項』、『該当貨物』及び『当該貨物の契約額の総価格』をインボイスに記載して下さい。

(記載例1) 21の3項 エチルメチルケトン 40万円

(記載例2) 21-3 エチルメチルケトン ¥400,000

Q 2 0 「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（平成22・02・25貿局第1号・輸出注意事項22第16号）」の一部改正の趣旨は何ですか。

また、当社は最終需要者と荷受人が違うので、最終需要者の実績はありますが荷受人の実績はありません。次回の個別承認申請は、今までどおりの継続申請ではなく、新規の申請になるのでしょうか。

A 2 0 当該注意事項に従い申請される新規案件以外の申請についての継続性の判断基準を継続取引一括承認制度と同様のものとする事です。

(改正前) 規制物質、買主、最終需要者

(改正後) 規制物質、買主、荷受人

なお、最終需要者と荷受人が別の者である場合で最終需要者には実績があっても荷受人に実績がない場合、今後は次回の申請は新規の扱いになりますのでご注意ください。